

五所川原市
第 3 期 障 害 者 計 画

平成 2 9 年 3 月

ごあいさつ



五所川原市では、障害者福祉施策を総合的に推進するための指針として、平成19年度から平成23年度までを計画期間とする「五所川原市障害者計画」を、平成24年度から平成28年度までを計画期間とする「五所川原市第2期障害者計画」をそれぞれ策定し、各種事業の推進に取り組んで参りました。

このたび、「五所川原市第2期障害者計画」の計画期間満了に伴い、これまでの取組状況についての検証を踏まえ、官民一体となった福祉施策の推進を図り、更なる地域福祉の向上のための新たな指針として、平成29年度から平成33年度までの5カ年を計画期間とする「五所川原市第3期障害者計画」を策定いたしました。

我が国は、本格的な人口減少、超高齢社会の到来が告げられ、核家族化の進行や生活スタイルの多様化、また、地域住民のつながりが希薄になるなど、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、障害者支援に対するニーズも複雑多様化しております。

こうしたニーズに対応するためには、これまでの行政や事業所によるサービスの提供だけではなく、地域のつながりや支え合いなどの「地域力」の向上はもちろん、行政や事業所をはじめとした関係機関、そして地域住民が幅広く相互に連携した取組が不可欠であります。

住み慣れた地域で安心して暮らすことは、皆の願いであります。

本計画に定めた基本方針をもとに、障がいのある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、同じ地域の一員として共に生きる「共生社会」の実現のため、市民の皆様とともに各種障害者施策の推進に取り組んで参りますので、関係各位のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、アンケートにご協力いただいた皆様、貴重なご意見、ご指導を賜りました五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ関係各位に、心から感謝申し上げます。

平成29年3月

五所川原市長

平山 誠敏

目次

第1章 総論	1
第1節 計画の概要	1
第2節 本市の人口と障がいのある人の現況	5
第3節 第2期計画の成果	11
第4節 第3期計画の基本的な考え方	13
第2章 基本計画	16
第1節 施策の体系	16
第2節 施策の方向性と展開	17
第3章 計画の推進体制	50
第1節 計画の推進体制	50
第2節 推進の役割分担	50
第3節 計画の進行管理	51
●五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会委員	52
●平成27年7月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧	53



第3章 総論

第1節 計画の概要

1 計画策定の趣旨

国では、平成5年の障害者基本法の成立以来、障がいの有無にかかわらず、地域に暮らす人々が互いに助け合い、明るく豊かに暮らしていける社会を目指し、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図っています。

本市では、平成19年3月に平成23年度までを計画期間とする「五所川原市障害者計画」を策定し、新たな障害福祉サービスへの対応を図るとともに、障がいのある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、同じ地域の一員として共に生きる「共生社会」の実現をめざして、さまざまな施策を展開してきました。また、平成24年3月には、「五所川原市第2期障害者計画」の策定に合わせ、障害者自立支援法に基づく「五所川原市第3期障害福祉計画」も策定しました。

その後、平成25年4月に「障害者総合支援法」が施行され、それまでの「障害者自立支援法」に新たに『法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資することを総合的かつ計画的に行われること』が基本理念に掲げられました。平成28年4月には障がいのある人に対する差別の禁止を具体化した「障害者差別解消法」が施行され、障がいのある人を取り巻く社会環境に対する具体的な指針が示されました。平成30年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」および「児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、障がいのある子どもに対する福祉サービスの質の確保と向上を図るための環境整備を行い、よりきめ細やかな障害者施策の実施が予定されています。

こうした状況の中で、本市における今後の障害者施策の方向性を明らかにするとともに、第2期障害者計画の理念および基本目標を継承しつつ、国や県の掲げる障害者施策の基本方針と整合を図りながら、本市における障がいのある人の実情に柔軟に対応するため「五所川原市第3期障害者計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

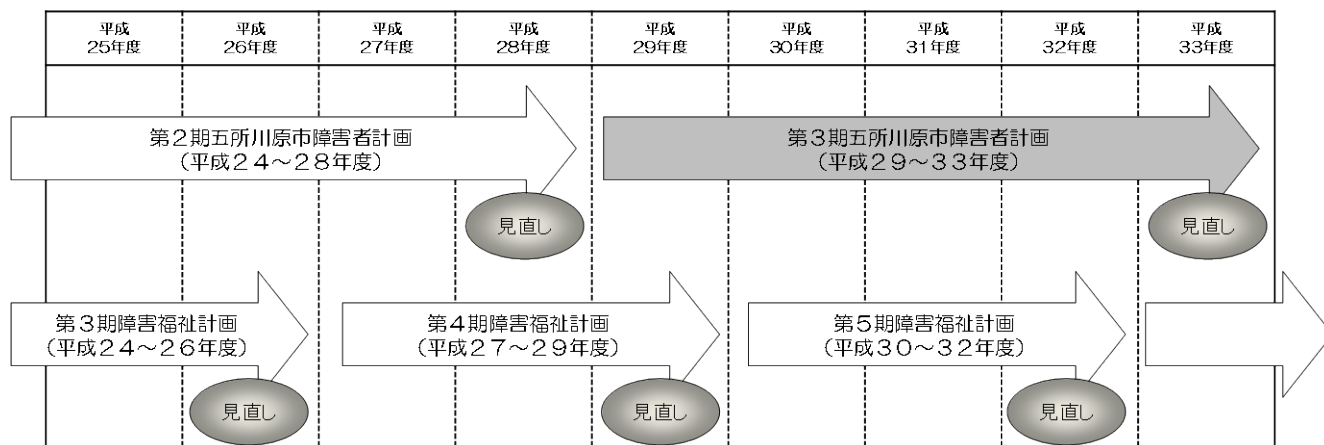
本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき策定するものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、計画期間内においても、国や県の障害者福祉施策の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



4 計画策定のための取り組み

本計画の策定にあたっては、障がいのある人やご家族、障害福祉サービス提供事業者等から広く意見・提言を伺い計画に反映させるため、以下のような体制で行いました。

(1) 五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会の設置

障がいのある人やその家族、障害者支援団体、障害福祉サービス提供事業者、行政機関の職員を委員とする「五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会」を設置して、計画内容について審議していただきました。



(2) アンケートの実施

障がいのある人の生活全般に係る実態や障害福祉サービス等の利用状況・利用意向、障害福祉サービス提供事業者の現状等を把握するとともに、地域の特性や実情に応じた計画策定の基礎データを収集し、計画に反映させるため実施しました。

① 回収結果

a. 障がいのある人へのアンケート調査

	対象者数	回収数	回収率
回収総数	500	268	53.6%

b. 事業者アンケート調査

	対象者数	回収数	回収率
回収総数	38	33	86.8%

② 調査方法 郵送配付・郵送回収

③ 調査期間 平成28年12月2日(金)～平成28年12月16日(金)

④ アンケート結果を「第2章 基本計画」に反映させていますが、複数回答の設問もあるため、合計が100%を超えるものがあります。また、回答がないものについては、グラフに反映させていないため、合計が100%より低いものもあります。

(3) パブリックコメントの実施

計画(案)についての意見・提言を募集し、計画に反映させるため、2月9日から3月10日までパブリックコメントを実施しました。



5 法令・制度改正の概要

障害保健福祉施策における法令・制度改正の動きは以下の通りです。

(1) 障害者総合支援法の施行

従来の「障害者自立支援法」から、地域における共生社会の実現のため、障害福祉サービスに加えて、社会参加の機会確保や、地域社会における共生、社会的障壁の排除などの必要な支援を総合的に実施することを目的として、平成24年6月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改められました。

平成25年4月より施行されています。

(2) 難病法の施行

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）が平成26年5月に成立し、平成27年1月に施行されました。この法律では指定難病に対して医療費を助成する制度や難病の医療に関する研究の推進などについて定めています。

また、この法律の成立に伴い、障害者総合支援法の対象となる難病の範囲が、平成27年7月より332疾病（巻末に一覧を掲載）に拡大しました。

(3) 障害者差別解消法の施行

障害者基本法の理念にのっとり、第4条の「差別の禁止」の規定を具体化させ、「障がいを理由とする差別」の解消を推進させる基本的な事項について、行政機関や、会社や商店などの事業者等における障がいを理由とする差別を解消するための措置を定め、推進することによって、すべての国民が、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指すことを目的として、平成25年6月に成立し、平成28年4月より施行されています。

(4) 障害者雇用促進法の改正

「雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること等の措置を講ずる」ことを定めた「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年6月に成立し、平成28年4月（一部は平成30年4月）より施行されています。



第2節 本市の人口と障がいのある人の現況

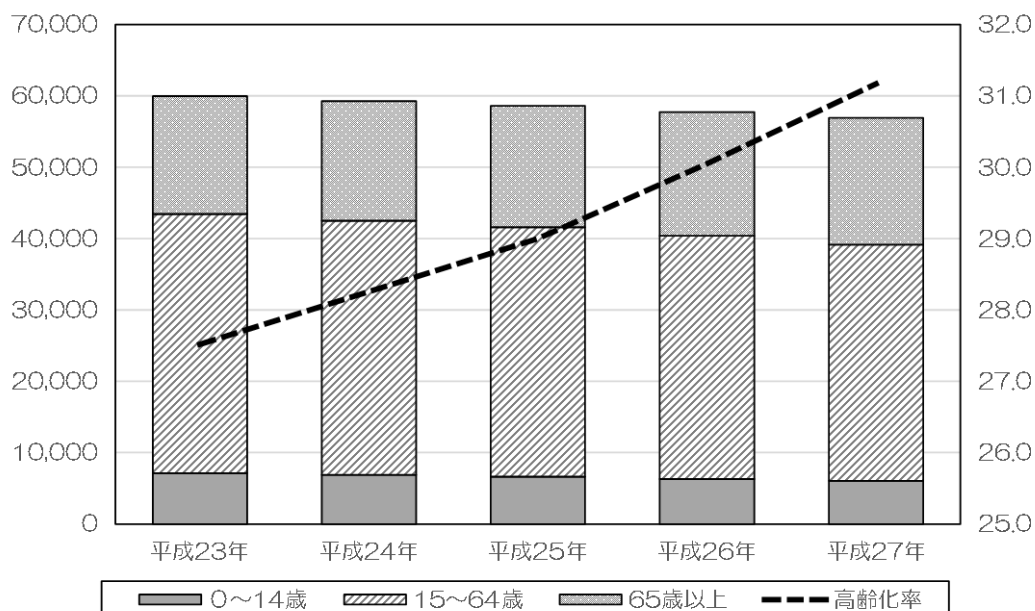
1 本市の人口状況

(1) 市内の総人口と高齢化率の推移

市内の総人口は、平成23年度3月末時点から、平成27年度3月末で約5%の減少となっています。

内訳として、0歳から14歳の年少人口が経年で減少しているのに対し、65歳以上の高齢人口は経年で増加となっており、少子高齢化の傾向となっています。

高齢化率は平成27年度3月末時点で31.2%となっており、同時期の青森県の高齢化率（25.5%）に比べて高齢化が進んでいます。



年齢区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
0~14歳	7,130	6,870	6,635	6,304	6,057
15~64歳	36,328	35,639	34,971	34,083	33,103
65歳以上	16,500	16,744	16,996	17,350	17,733
合計	59,958	59,253	58,602	57,737	56,893
高齢化率	27.5%	28.3%	29.0%	30.1%	31.2%

出典：住民基本台帳（各年度の3月末）



(2) 市内の地区別の推移

市内の総人口を、五所川原地域・金木地域・市浦地域の3地域で見ると、各地域で高齢化の進行が異なっています。

最も人口の多い五所川原地域では、平成23年度3月末時点から、平成27年度3月末で約4%の人口減少となっており、高齢化率については25.6%から29.2%に上昇していますが、市全体と比較すると高齢化率は低くなっています。

一方で、金木地域・市浦地域では、平成23年度から平成27年度にかけての人口減少が8%を超える水準で進行しており、高齢化率についても、平成27年度時点で金木地域が38.1%、市浦地域が42.1%と市全体を大きく上回っています。

地域区分		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
五所川原	人口	47,425	46,995	46,623	46,037	45,462
	高齢化率	25.6%	26.3%	27.1%	28.1%	29.2%
金木	人口	10,071	9,863	9,645	9,403	9,203
	高齢化率	34.4%	35.1%	36.1%	37.1%	38.1%
市浦	人口	2,462	2,395	2,334	2,297	2,228
	高齢化率	36.6%	37.6%	38.3%	39.9%	42.1%
全体	人口	59,958	59,253	58,602	57,737	56,893
	高齢化率	27.5%	28.3%	29.0%	30.1%	31.2%

出典：住民基本台帳（各年度の3月末）



2 障がいのある人の状況

(1) 身体障害のある人

①障害別・等級別身体障害者手帳所持者数

平成28年3月31日現在(単位:人)

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	68	49	15	14	18	19	183
聴覚・平衡機能障害	3	56	28	83	1	93	264
音声・言語機能障害			16	7			23
肢体不自由	351	294	295	341	120	54	1,455
内部障害	546	5	114	176			841
合計	968	404	468	621	139	166	2,766

②年齢別・等級別身体障害者手帳所持者数

平成28年3月31日現在(単位:人)

年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
0歳～17歳	27	8	4	1	1	3	44
18歳以上	941	396	464	620	138	163	2,722
合計	968	404	468	621	139	166	2,766

(2) 知的障害のある人(年齢別・程度別愛護手帳所持者数)

平成28年3月31日現在(単位:人)

年齢	A	B	合計
0歳～17歳	31	78	109
18歳以上	210	238	448
合計	241	316	557



(3) 精神障害のある人

①年齢別・等級別精神障害者福祉手帳所持者数

平成28年3月31日現在（単位：人）

年 齢	1 級	2 級	3 級	合 計
0 歳 ～ 1 7 歳	10	8		18
1 8 歳以上	206	329	53	588
合 計	216	337	53	606

②通院医療費公費負担等利用者数

平成28年3月31日現在（単位：人）

年 齢	人 数
0 歳 ～ 1 7 歳	33
1 8 歳以上	1,013
合 計	1,046



3 手帳所持者数の推移

(1) 身体障害のある人

年 齢	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
0 歳 ～ 17 歳	46	45	42	45	44
18 歳 以上	2,780	2,784	2,805	2,782	2,722
合 計	2,826	2,829	2,847	2,827	2,766

出典：家庭福祉課調べ（各年度の3月末）

(2) 知的障害のある人

年 齢	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
0 歳 ～ 17 歳	95	94	112	115	109
18 歳 以上	407	422	424	433	448
合 計	502	516	536	548	557

出典：家庭福祉課調べ（各年度の3月末）

(3) 精神障害のある人

①手帳所持者数

年 齢	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
0 歳 ～ 17 歳	7	9	14	19	18
18 歳 以上	484	484	530	540	588
合 計	491	493	544	559	606

出典：家庭福祉課調べ（各年度の3月末）

②通院医療費公費負担等利用者数

年 齢	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
0 歳 ～ 17 歳	15	18	28	26	33
18 歳 以上	801	849	932	958	1,013
合 計	816	867	960	984	1,046

出典：家庭福祉課調べ（各年度の3月末）



4 難病患者数の推移

(1) 特定疾患等医療受給数

種 別	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
指定難病等 特定医療受給数	383	383	407	419 (440)	461
小児慢性特定 疾病医療受給数	72	69	73	50 (54)	59

出典：五所川原保健所調べ（各年度の3月末）

※平成 26 年度については平成 27 年 1 月に制度改正があったため、平成 27 年 1 月～3 月の受給者数を表記し、平成 26 年 4 月～12 月までの受給者数は括弧で再掲とする。



第3節 第2期計画の成果

第2期計画では第1期計画から引き続き「共に生きる社会のしくみづくり」、「暮らしを支えるサービスの充実」、「自立と社会参加の支援」、「安全で快適なまちづくり」の4つを基本目標に、15の基本項目を設定し、具体的な取り組みとして、67施策を掲げ推進に努めてきました。

この節では、計画期間中の取り組み状況について取りまとめます。

1 共に生きる社会のしくみづくり

障がいのある人に対する社会的障壁を取り除き、地域の中で安心して、自立した生活を営むためには、市民や地域が障がいへの理解を深めることが必要です。

第2期計画では、広報やホームページ等を通じて市の各種障害者施策の情報提供を行いました。

2 暮らしを支えるサービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすために、本市では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスをはじめ、障がいのある人やその家族の様々なニーズに対する相談支援を行うと共に、障がいのある人への経済的支援である障害基礎年金や各種手当の充実を図ってきました。

また、障がいの早期発見と、障がい認められた場合のその後の対応を適切に実施できるように、市内の保健・医療・福祉・教育の担当部局や関係事業所との連携を深めてまいりました。



3 自立と社会参加の支援

障がいのある子どもが、自立し生きがいのある生活を営めるように、本市では、特別支援学級の児童生徒に対する教育活動を充実させると共に、第2期計画においては障がいのある子どもに対する保育サービスの充実に向け、子どもの発達段階や障がいの程度に応じた柔軟な保育・教育の場の提供を推進しました。

また、自立した生活の基盤となる就労に向けた支援を推進させ、ハローワーク等の関係機関や、市内の事業所、企業および団体と連携して雇用環境の向上に努めました。

4 安全で快適なまちづくり

障がいの有無にかかわらず、地域のあらゆる人が公共的施設や地域での移動を自由に行えるように、地域のバリアフリー化を推進してきました。特に第2期計画では民間の施設へのバリアフリー化の啓発を行い、障がいのある人が安心・快適に地域での生活を営めるように努めてきました。

また、災害をはじめとする緊急時における救援体制の整備・強化については、総合防災訓練の実施をはじめ、地域の防災に関する意識を高め、要援護者の支援体制の構築に努めてきました。



第4節 第3期計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域や家庭でお互いに人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現のために、本市の指針を定めるものです。

計画の策定に当たっては、「リハビリテーション」の理念と「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承するとともに、「インクルージョン」の理念を加え、障がいのある人が生きがいのある生活を営むために、地域におけるあらゆる社会的障壁を取り除き、障がいを理由とするあらゆる差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に住み慣れた地域や家庭で安心して生活し、互いに自立した個人として共生できる社会をめざしていくことを基本理念とします。

《計画のキャッチフレーズ》

みんなに優しいまち、支えあうまち

*リハビリテーション

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練プログラムにとどまらず、障がいのある人のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がいのある人の自立と参加を目指す障害者施策の理念

*ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え

*インクルージョン

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあうという考え



2 基本目標

第2期計画の成果を踏まえつつ、障がいを理由とするあらゆる障壁や差別をとりのぞく基本理念の実現に向けて、第3期計画においては次の6つを基本目標として掲げます。

(1) 共に生きるための理解の促進と差別の解消

地域における福祉教育や、市民や企業に対する啓発活動等を通じて、本市での障害を理由とする差別をなくし、あらゆる社会的障壁を取り除くことにより、障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりが相互に支え合う「共生社会」の実現に努めます。また、障がいのある人が安心して生活できる地域社会を築くために、関係機関と連携して障害福祉の担い手となる人材の養成に努めます。

(2) 暮らしを支えるサービスの充実

障がいのある人とその家族が、安心して住み慣れた地域での生活をおくることができるように、相談支援体制や障害福祉サービス等、生活に必要なサービスの供給体制の充実を図ると共に、更なるサービスの質の向上に向けた福祉人材の確保・育成に努めます。

(3) 安全で快適なまちづくり

障がいの有無にかかわらず、あらゆる人にとって生活しやすいまちとなるよう、公共施設・道路等をはじめとする社会インフラのバリアフリー化を更に推進するとともに、要配慮者も安心して地域で暮らせるように、それぞれの特性に合わせた支援の充実を図ります。

(4) 保健・医療の充実

特定疾患の対象疾病が拡大したことに伴い、より多様な困難を抱えた市民のニーズに対応することができるように、保健・医療の支援を充実させ、安心して暮らせるための環境整備を図ります。



(5) 自立に向けた成長と社会参加の支援

障がいのある子どもに対する支援を充実させ、子どもの発達段階に柔軟に対応する保育・教育を推進させると共に、就労環境の整備を行うことで、障がいの有無にかかわらず社会参加が実現できる地域づくりを推進します。

(6) 雇用・就労の促進

障がいのある人の雇用・就労の機会を拡大していくため、地域の企業だけでなく、広く地域社会の理解を図り、障がいのある人にとって働きやすい環境づくりを促進させると共に、関係機関と連携して、障がいのある人が職業を通じた社会参加ができるよう、それぞれの就労意欲と能力に応じた多様な働き方の充実を図ります。



第4章 基本計画

第1節 施策の体系

1 共に生きるための理解促進と差別の解消

(1) 地域福祉の推進

(2) 心のバリアフリー化の推進

(3) 情報提供の充実

2 暮らしを支えるサービスの充実

(1) 相談体制の充実

(2) 権利擁護の推進

(3) 居宅生活支援の充実

(4) 経済的支援の充実

(5) 住まいの確保・整備

(6) 人材の確保・育成

3 安全で快適なまちづくり

(1) ユニバーサルデザインに基づくバリアフリー化の推進

(2) 自由な移動の確保

(3) 災害時の備え

4 保健・医療の充実

5 自立に向けた成長と社会参加の支援

(1) 障害児保育・療育・教育の充実

(2) 多様な社会参加の機会づくり

6 雇用就労の促進



第2節 施策の方向性と展開

1 共に生きるための理解促進と差別の解消

(1) 地域福祉の推進

現状と課題

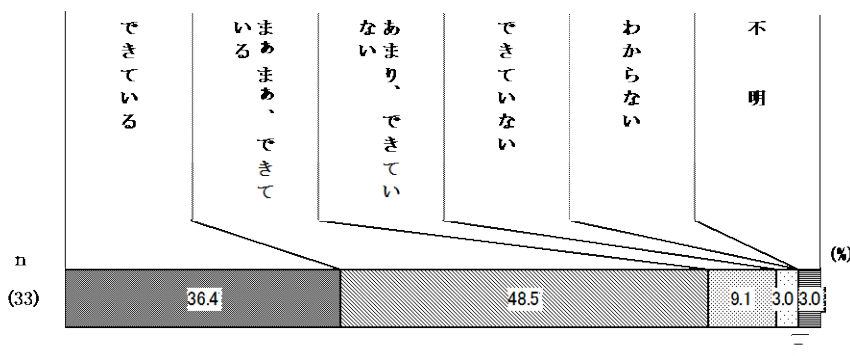
第2期計画期間は以下の施策に取り組んでまいりました。

施策	内容
ノーマライゼーションの推進	啓発事業を通じたノーマライゼーションの理念を推進しました。
社会資源の活用	ホームヘルパーの養成を行いました。
福祉教育の充実	特別支援学級や特別支援学校の児童生徒が、普通学級で学習活動を行い、交流を図りました。
福祉関係団体等とのパートナーシップ	福祉関係団体等が主体的に活動できるよう行政との連携・協働を推進しました。

障がいのある人に対して実施したアンケート調査では、「地域で生活を送るために必要なこと」に対し、「障がいへの理解や交流の促進」は 24.6%となっており、地域における理解と交流の促進の必要性が伺えます。

また、障がいのある人への福祉サービスを実施している事業所へのアンケート調査では、「事業所と行政との連携」について、「できている（まあまあできている）」と回答する事業所が 84.9%となっており、事業所との連携を維持・強化していく必要性があります。

■行政（市役所・社会福祉協議会）との連携について<事業者調査>





方針と取り組み

少子高齢化が進んでいることにより、地域における助けあい・支えあいの活力が低下してしまうと、障がいのある人が地域で生活を営むことが困難な状況になってしまいます。

障がいのある人も、地域社会の一員として、共に暮らしていくために、市民一人ひとりが地域福祉の担い手であることを理解し、実践していきけるように、地域福祉に関する理解の促進を図ると共に、関係機関・団体等と連携することで、地域福祉の活動の場づくりに努めます。

第3期計画期間は以下の施策に取り組みます。

施 策	内 容	関係部署
ノーマライゼーションの推進	普及啓発事業を通じた推進を図り、共に生きる社会づくりを進めます。	家庭福祉課
社会資源の活用	住み慣れた家での生活を支援するため、福祉サービス提供事業者と連携し、福祉サービス従事者の養成に努めます。	家庭福祉課 介護福祉課
福祉教育の充実	障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の交流の機会を積極的に設けることで、相互理解を深めるための福祉教育の充実に努めます。	家庭福祉課 指導課
福祉関係団体等とのパートナーシップ	福祉関係団体等との連携・協働を推進し、多様な主体で支えあう障害者福祉の実現に努めます。	家庭福祉課



(2) 心のバリアフリー化の推進

現状と課題

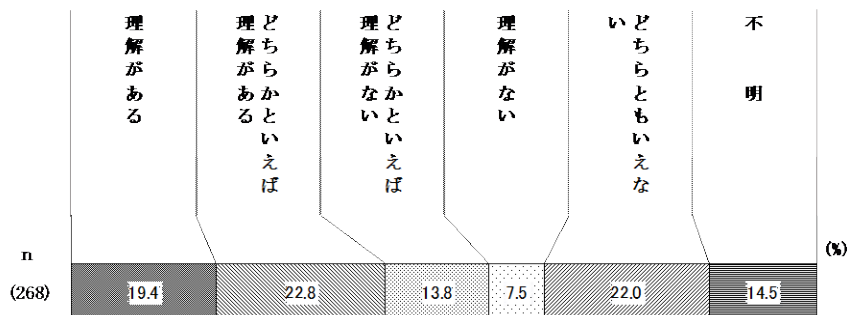
第2期計画期間は以下の施策に取り組んでまいりました。

施 策	内 容
市民に対する啓発活動の推進	障がいへの誤解や偏見等について、市民に対する啓発活動を推進しました。
学校教育の充実	小中学校における福祉教育の充実を図りました。
精神障害のある人への支援	精神に障がいのある人と地域住民との交流の機会を持つ活動などの支援に努めました。
障害者週間の周知	「障害者週間（12月3日～12月9日）」をすべての人を対象に、障がいについて共に考える日として、啓発広報に努めました。
各機関に対する理解促進	警察や消防といった機関の職員に対する理解の促進に努めました。

障がいのある人に対して実施したアンケート調査では、「障がいのある方に対する周囲の理解」に対し、「理解がある（どちらかと言えば理解がある）」は42.2%となっている一方で、「差別やいやな経験をしたことがある人」は17.5%となっています。

また障がいのある人への福祉サービスを実施している事業所へのアンケート調査では、「地域住民の理解促進」について、「できている（まあまあできている）」と回答する事業所が60.6%となっています。更なる理解の促進と差別の解消への取り組みが必要となります。

■障がいのある人に対する理解について<障がいのある人への調査>





方針と取り組み

平成 28 年 4 月 1 日に「障害を理由とする差別の解消に推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されたことに伴い、地域から「障がい
を理由とする差別」を排除していくことは社会の重大な責任となっています。

本市においても、平成 28 年 9 月に市職員のための対応要領を定め、
あらゆる人が互いを尊重しあうことができるように、市役所が中心とな
りながら、障がいに関する理解促進と啓発活動に努めます。

第 3 期計画期間は以下の施策に取り組みます。

施 策	内 容	関係部署
市民に対する 啓発活動の推進	障がいのある人が誤解や偏見等により社会的不利を受けることがないよう、市民 に対する啓発活動を推進します。	家庭福祉課
学校教育の充実	小中学生が障がいのある人に対して理解 を深めることができるよう、福祉教育の 充実を図ります。	指導課
精神障害の ある人への支援	精神に障がいのある人に関しては、引き 続き、地域住民との交流の機会を持つな どの活動の支援に努めます。	家庭福祉課
障害者週間の周知	障害者基本法に定められている「障害者 週間（12月3日～12月9日）」をより 有意義なものとするため、すべての人を 対象に、障がいのある人に関する様々な 課題等について、共に考える日として、 啓発広報に努めます。	家庭福祉課
各機関に対する 理解促進	警察や消防といった機関の職員が、緊急 時等に適切に対処できるよう、障がいの ある人に対する理解の促進に努めます。	家庭福祉課



(3) 情報提供の充実

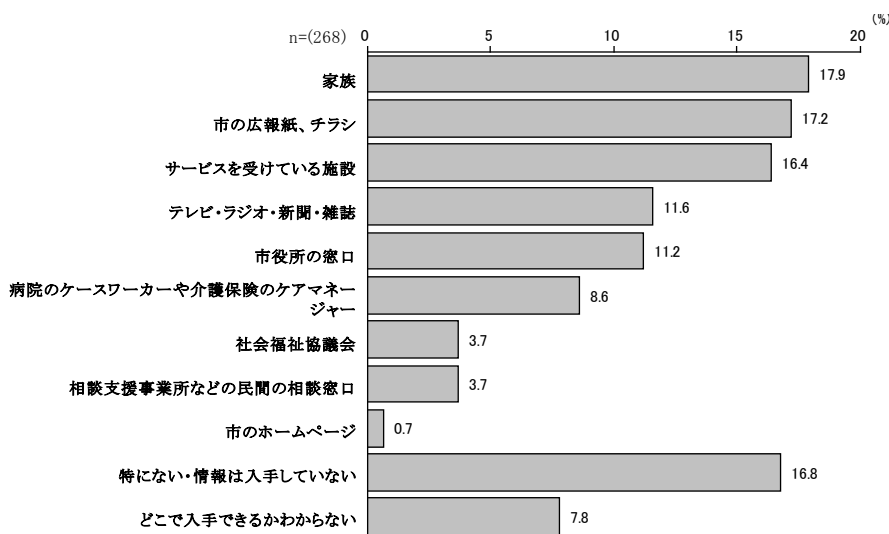
現状と課題

第2期計画期間は以下の施策に取り組んでまいりました。

施策	内容
「福祉のてびき」の作成	障害者福祉施策についての「福祉のてびき」の情報を更新し、情報提供に努めました。
「声の広報」の製作	「声の広報」(CD等による広報)を製作・発行し、情報提供に努めました。
市ホームページでの情報提供	市ホームページの充実を行いました。
情報ネットワークのバリアフリー化の推進	平成27年度に市ホームページをリニューアルし、国の示す基準に準拠しました。
手話奉仕員の養成	西北五ろうあ協会と連携を図りながら、手話奉仕員養成事業を実施しました。

障がいのある人に対して実施したアンケート調査では、「障害福祉サービスに関する情報の入手先」について、「特にない・情報は入手していない」は16.8%となっており、「どこで入手できるかわからない」は7.8%となっています。また、「市の広報紙、チラシ」から入手している人は17.2%、「市のホームページ」から入手している人は0.7%となっており、より一層の情報発信の充実と広報活動が必要になると考えられます。

■障害福祉サービスの情報の入手先<障がいのある人への調査>





方針と取り組み

障がいのある人が地域と共に生活していくためには、それぞれの障がいにあわせた適切な情報伝達手段が必要となります。障がいを理由とする情報格差の解消を図るため、多様な手段による情報提供に努めます。

第3期計画期間は以下の施策に取り組みます。

施 策	内 容	関係部署
「福祉のてびき」の作成	障害者福祉施策に関わる制度全般についての「福祉のてびき」の情報を更新し、情報を必要とする人に提供できるようにします。	家庭福祉課
「声の広報」の製作	「声の広報」(CD 等による広報)を製作・発行します。	家庭福祉課
市ホームページでの情報提供	インターネットを有効に活用し、各種情報の提供に努めます。	家庭福祉課 総務課
情報ネットワークのバリアフリー化の推進	必要に応じて、障がいのある人に配慮したホームページの機能の充実を検討します。	総務課
手話奉仕員の養成	西北五ろうあ協会と連携を図りながら、手話奉仕員養成事業を充実させます。	家庭福祉課



2 暮らしを支えるサービスの充実

(1) 相談体制の充実

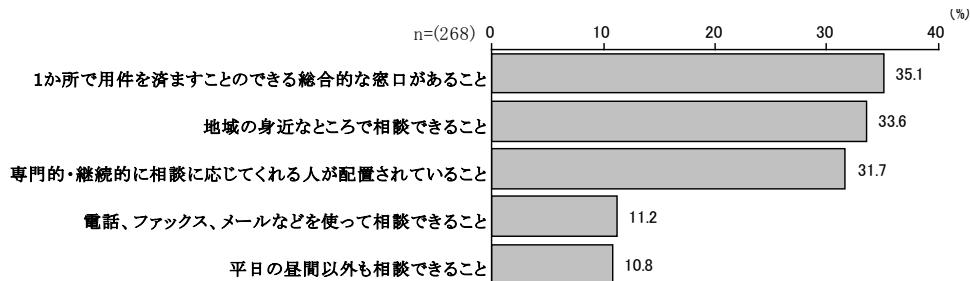
現状と課題

第2期計画期間は以下の施策に取り組んでまいりました。

施 策	内 容
地域活動支援センターの運営	地域活動支援センターにおける日常生活支援や日常的な相談対応、地域交流活動等を充実させました。
相談窓口の充実	専門的な相談に対応するための体制の充実を図りました。
民生委員・児童委員活動の支援	障がいのある人の身近な相談先として、民生委員・児童委員による相談活動を行いました。
障害者相談員活動の充実	障がいのある人等によるきめ細かな相談活動を行いました。

障がいのある人に対して実施したアンケート調査では、「相談しやすい体制のために必要なこと」について、「総合的な窓口があること」(35.1%)や「身近なところにあること」(33.6%)、「専門的な対応ができること」(31.7%)が挙げられています。また、事業所へのアンケート調査では、「本市の相談体制」について、「できている(まあまあできている)」と回答する事業所が69.7%となっているものの、「あまりできていない」(15.2%)という意見もあるため、更なる相談体制の充実が必要になると考えられます。

■相談しやすい体制のために必要なこと<障がいのある人への調査>





方針と取り組み

障がいのある人とその家族が地域で安心して生活するためには、障がいのある人のそれぞれの特性に柔軟に対応していく必要があります。

本市では地域活動支援センター等との連携を図りながら、障がいのある人の多様な特性に応じ、適切な助言、指導を行うための人材に対する研修・支援を通じて、きめ細やかな相談体制の強化に努めます。

第3期計画期間は以下の施策に取り組みます。

施 策	内 容	関係部署
地域活動支援センターの運営	地域活動支援センターとの連携を強化し、相談対応、地域交流活動等を充実させます。	家庭福祉課
相談窓口の充実	専門的な相談や総合的な相談に対応するための体制の充実を図ります。	家庭福祉課
民生委員・児童委員活動の支援	民生委員・児童委員を中心に身近な相談活動を推進します。	家庭福祉課 保護福祉課
障害者相談員活動の充実	障がいがある人等によるきめ細かな相談活動を実施します。	家庭福祉課



(2) 権利擁護の推進

現状と課題

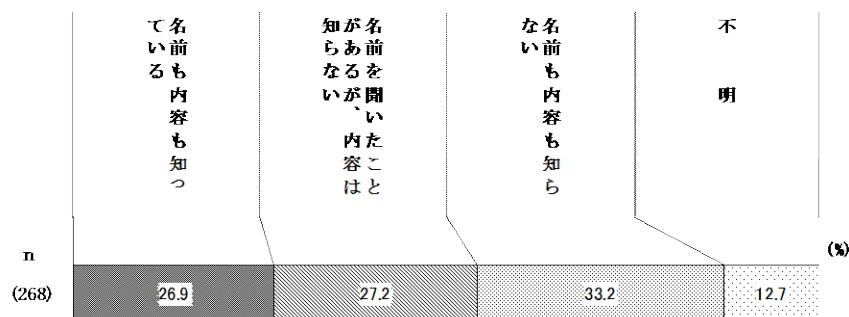
第2期計画期間は以下の施策に取り組んでまいりました。

施 策	内 容
「権利擁護センターごしょがわら」の支援	「権利擁護センターごしょがわら」(五所川原市社会福祉協議会)の運営を支援しました。
権利擁護施策の利用支援・調整	権利擁護事業、成年後見制度の周知を行い、援助を必要とする人のサービス利用を図りました。
虐待防止に向けた連携協力体制の構築	虐待の未然防止や早期発見等、適切な支援を行うため、関係機関との協力・支援体制の構築を図りました。

障がいのある人に対して実施したアンケート調査では、「成年後見制度の認知度」について、「名前も内容も知っている」は26.9%となっており、全体の60.4%が「内容を知らない(「名前は知っている」を含む)」となっています。

支援を必要とする障がいのある人の適切なサービス利用を図るためにも、今後も制度の周知に努めると共に、サービス活用に向けて関係機関との連携が必要になります。

■成年後見制度の認知度<障がいのある人への調査>





方針と取り組み

障害福祉サービスを必要とする人が、適切な福祉サービスを利用することができるように、判断能力が十分でない人に対応する成年後見制度等の利用促進に努めます。

また、障がいのある人への虐待防止を図るために、関係機関との協力・連携体制を強化し、障がいのある人の基本的人権の尊重に努めます。

第3期計画期間は以下の施策に取り組みます。

施 策	内 容	関係部署
「権利擁護センターごしょがわら」の支援	「権利擁護センターごしょがわら」(五所川原市社会福祉協議会)の運営を支援し、権利擁護事業の普及啓発・促進を図ります。	家庭福祉課
権利擁護施策の利用支援・調整	権利擁護事業、成年後見制度の周知を行い、サービス利用を必要とする人への支援を実施します。	家庭福祉課
虐待防止に向けた連携協力体制の構築	虐待の未然防止や早期発見のために、関係機関との連携・支援体制の強化を図ります。	家庭福祉課



(3) 居宅生活支援の充実

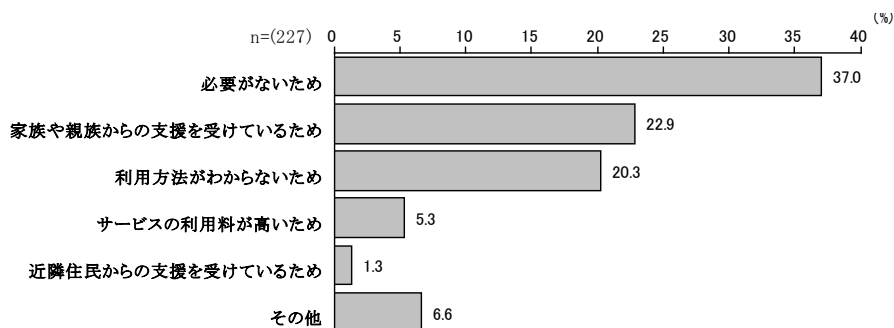
現状と課題

第2期計画期間は以下の施策に取り組んでまいりました。

施策	内容
障害福祉サービスの確保・支援体制の構築	障がいのある人やその家族の基本的な生活上のニーズに対応するため、障がいに応じた各種の福祉サービスの確保に努めました。
在宅生活の支援	ホームヘルパーの派遣・生活介護・自立訓練サービスの充実に努めました。
手話通訳者および要約筆記者の派遣	手話通訳者および要約筆記者の派遣を行い、聴覚に障がいのある人のコミュニケーション支援に努めました。
補装具費の支給	身体に障がいのある人への補装具費の支給を行いました。

障がいのある人に対して実施したアンケート調査では、「障害福祉サービスを利用しない理由」について、「必要がない」が37.0%と最も多いものの、「家族や親族から支援を受けている」が22.9%となっており、今後の少子高齢化の影響で、家庭内での支援が受けられない障がいのある人の福祉ニーズが増大する可能性があります。また「利用方法がわからない」も20.3%となっているため、サービス提供のための確保方策を検討すると共に、支援の必要な人が適切なサービスを利用できるように、関係機関と連携してサービスの提供体制を構築する必要があります。

■障害福祉サービスを利用しない理由<障がいのある人への調査>





方針と取り組み

障がいのある人が住み慣れた地域で生活していくためには、在宅での生活を支えるサービスが不可欠となります。障がいの種類に関わらず、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、各種サービス提供事業所等と連携して、それぞれの特性に応じた障害福祉サービスの提供体制の充実に努めます。

第3期計画期間は以下の施策に取り組みます。

施 策	内 容	関係部署
障害福祉サービスの確保・相談・支援体制の構築	障がいのある人やその家族の基本的な生活上のニーズに対応するため、障がいに応じた各種の福祉サービスを確保し、有効に利用できるよう関係機関と連携し、支援につながる相談・支援体制の構築に努めます。	家庭福祉課
在宅生活の支援	在宅において日常生活介護を要する障がいのある人に対して、ホームヘルパーの派遣・生活介護・自立訓練サービスの充実により在宅生活の支援を図るよう努めます。	家庭福祉課
手話通訳者および要約筆記者の派遣	聴覚に障がいのある人等の社会生活上の円滑なコミュニケーションが確保できるよう、手話通訳者および要約筆記者を派遣します。	家庭福祉課
補装具費の支給	身体に障がいのある人の不自由な部位を直接的に補い、日常生活、就労等の能率の向上を図るため、補装具費の支給を行います。	家庭福祉課



(4) 経済的支援の充実

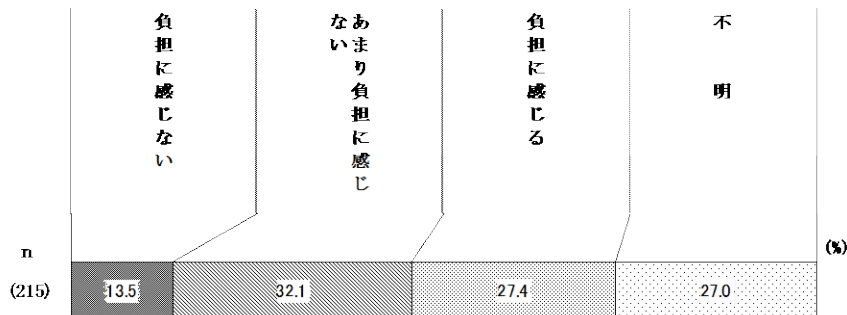
現状と課題

第2期計画期間は以下の施策に取り組んでまいりました。

施 策	内 容
障害基礎年金	病気やけがにより障がいを持った人に年金を支給しました。
特別障害者手当	在宅している心身に重度の障がいのある人で、常時介護を必要とする方に手当を支給しました。
障害児福祉手当	20歳未満で、知的又は身体に重度の障がいがある児童に対して手当を支給しました。
特別児童扶養手当	心身に障がいのある児童を監護養育している人に手当を支給しました。
心身障害者扶養年金	保護者が死亡、又は身体および精神の機能を著しく喪失した状態になった、心身に障がいのある人に対して年金を支給しました。
重度心身障害者医療費	心身に重度の障がいのある人の医療費の一部を助成しました。

障がいのある人に対して実施したアンケート調査では、「障害福祉サービスの利用負担」について、「負担を感じる」は27.4%となっています。高齢化が進むことによって、経済的に苦しい障がいのある人の増加が見込まれるため、個別の必要性に応じた経済的支援が引き続き必要となります。

■ 障害福祉サービスの利用者負担<障がいのある人への調査>





方針と取り組み

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を営むために、障害基礎年金等の年金や各種手当、助成制度について一層の周知と加入の促進を図ることで、地域での自立した生活を多面的に支援します。

第3期計画期間は以下の施策に取り組みます。

施策	内容	関係部署
障害基礎年金	必要な方への給付を行います。	国保年金課
特別障害者手当	在宅している心身に重度の障がいのある人で、常時介護を必要とする方に給付を行います。	家庭福祉課
障害児福祉手当	20歳未満で、知的又は身体に重度の障がいがある児童に対して給付を行います。	家庭福祉課
特別児童扶養手当	心身に障がいのある児童を監護養育している方に給付を行います。	家庭福祉課
心身障害者扶養年金	保護者が死亡、又は身体および精神の機能を著しく喪失した状態になった、心身に障がいのある人に対して給付を行います。	家庭福祉課
重度心身障害者医療費	心身に重度の障がいのある人の医療費の一部を助成します。	家庭福祉課



(5) 住まいの確保・整備

現状と課題

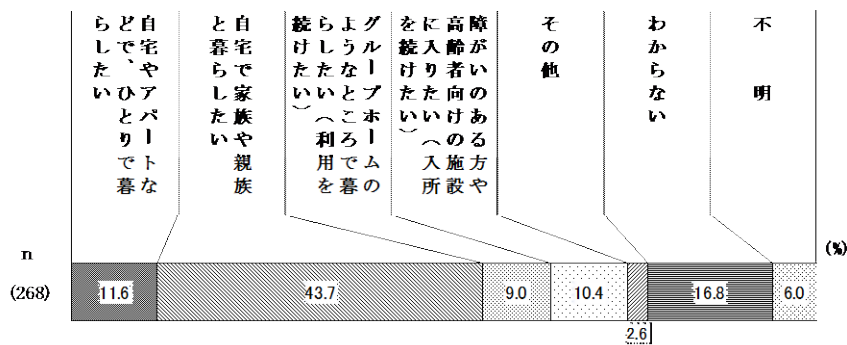
第2期計画期間は以下の施策に取り組んでまいりました。

施 策	内 容
グループホームの整備	グループホームの整備を進め、障がいのある人の地域生活に必要な居住環境の確保に努めました。
福祉ホームの整備	事業所の協力を得ながら、福祉ホームの整備の推進に努めました。
公営住宅のバリアフリー化	平成27年度より、新宮団地市営住宅のバリアフリー化を推進しています。

障がいのある人に対して実施したアンケート調査では、「将来どのような暮らし方がしたいか」について、「自宅で家族や親族と暮らしたい」が43.7%となっており、「自宅やアパートなどで、ひとりで暮らしたい」を含めると55.3%が自宅での生活を望んでいます。一方で、グループホームや施設で生活したいと考えている人は19.4%となっています。

グループホームなどの施設については一定のニーズがあると考えられ、これからも施設整備が必要である一方で、自宅での生活を希望するニーズが最も高くなっているため、多様な障がいに対応できる住宅設備の充実を図っていく必要があります。

■将来希望する暮らし方<障がいのある人への調査>





方針と取り組み

在宅での生活が困難となった障がいのある人が住み慣れた地域で生活を続け、施設から在宅生活への移行を図るために、それぞれの障がいの特性に応じたグループホームの確保が必要となります。

本市では引き続きグループホームの確保に努めると共に、障がいのある人の公営住宅への入居に配慮します。

第3期計画期間は以下の施策に取り組みます。

施策	内容	関係部署
グループホームの整備	事業所の協力を得て、グループホームの整備を進め、住み慣れた地域で生活を継続させるために必要な環境整備に努めます。	家庭福祉課
福祉ホームの整備	事業所の協力を得ながら、福祉ホームの整備を進めていきます。	家庭福祉課
公営住宅のバリアフリー化	新宮団地市営住宅のバリアフリー化を平成34年の完了を目安に推進します。	建築住宅課



(6) 人材の確保・育成

現状と課題

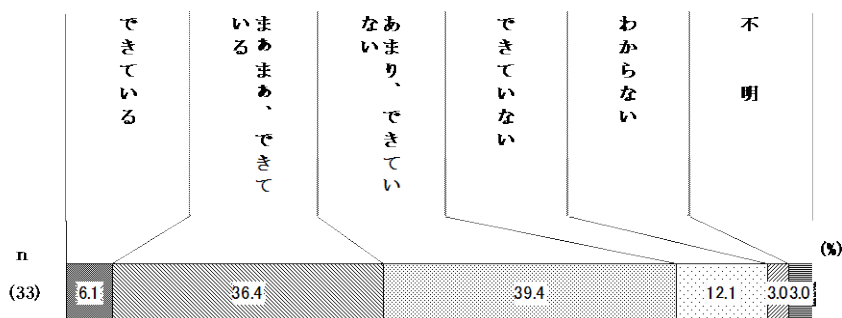
第2期計画期間は以下の施策に取り組んでまいりました。

施 策	内 容
ホームヘルパーの養成	五所川原市社会福祉協議会と連携を図りながら、ホームヘルパー養成研修事業を支援しました。
専門従事者の確保	専門的知識を有する人材の確保のために、社会福祉士、精神保健福祉士等、専門従事者を擁する施設等と連携し、人的資源の活用に努めました。

事業所に対して実施したアンケート調査では、「新規の福祉人材の確保」について、「できている（まあまあできている）」は 42.5%となっており、「できていない（あまり、できていない）」(51.5%) に比べて低い結果となっています。「サービス向上に向けた職員への教育の実施」については全体の81.9%が「できている（まあまあできている）」となっています。

慢性的な福祉人材の不足は今後も継続していくことが予想されることから、行政からも人材確保に向けた必要な支援を行う必要があります。

■福祉人材の確保<事業者調査>





方針と取り組み

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、質の高い福祉人材が必要不可欠となります。

少子高齢化に伴い、福祉人材の慢性的な不足が継続していることから、本市では引き続き新たな福祉人材の確保を行い、研修を通じた育成を行うと共に、人材の定着を図るための施策の展開に努めます。

第3期計画期間は以下の施策に取り組みます。

施 策	内 容	関係部署
障害福祉サービス従事者の育成	障害福祉サービスへの理解を深めるための各種研修情報を事業所と共有しながら、従事者の育成を図ります。	家庭福祉課
専門従事者の確保	多様な障がいに柔軟に対応するために、社会福祉士、精神保健福祉士等、専門従事者を擁する施設等と連携し、人的資源の活用に努めます。	家庭福祉課



3 安全で快適なまちづくり

(1) ユニバーサルデザインに基づくバリアフリー化の推進

現状と課題

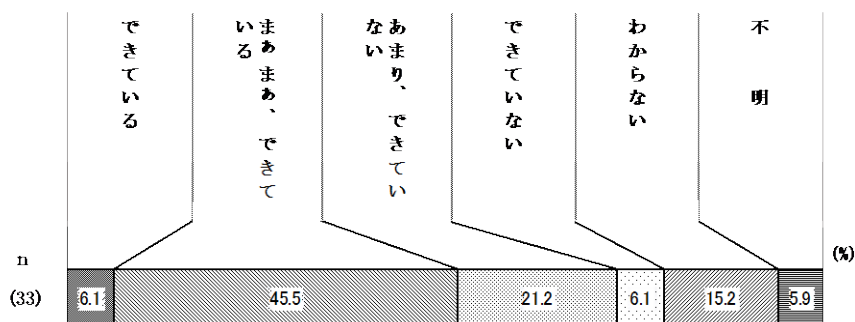
第2期計画期間は以下の施策に取り組んでまいりました。

施 策	内 容
公共的建築物等の安心・安全な環境整備	図書館をはじめ、障がいのある人に配慮した公共的建築物等の整備を行いました。
放置自転車の整理	安全な歩行空間を確保するため、放置自転車の整理を行いました。
道路などの交通環境の整備	障がいのある人の歩行時の事故を防止するため、歩道の拡張や段差の解消など交通環境の整備を行いました。
民間施設等への啓発	民間事業者等に対する、建物等のバリアフリー化の啓発活動を行いました。

事業所に対して実施したアンケート調査では、「障がいのある人のための施設・インフラ整備」について、「できていない（あまり、できていない）」と回答した施設は27.3%となっております。また、障がいのある人に対して実施した調査では、「外出時に困ること」に対して「道路や駅に階段や段差が多い（16.5%）」「建物の設備が不便（11.6%）」といった課題が出ています。

引き続き障がいのある人でも安全に外出・利用できる環境整備が必要であると考えられます。

■障がいのある人のための施設・インフラの整備<事業者調査>





方針と取り組み

障がいによる社会的障壁については、差別解消等の地域社会の意識改革だけに留まらず、外出時の移動手段や施設利用における面での障壁も、地域社会における課題となっています。

本市では引き続き歩道や公共的施設のバリアフリー化を促進させると共に、民間の施設においても同様の整備推進を求め、地域全体から社会的障壁を排除することに努めます。

第3期計画期間は以下の施策に取り組みます。

施 策	内 容	関係部署
公共的建築物等の 安心・安全な環境整備	コミュニティセンターや体育施設などにおいて、障がいのある人に配慮した公共的建築物等の整備に努めます。	管財課 文化スポーツ課
放置自転車の整理	放置自転車の整理を実施し、安全な歩行空間を確保します。	土木課
道路などの 交通環境の整備	市道および歩道の修繕など、交通環境の整備を進めます。	土木課
民間施設等への 啓発	障がいのある人をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう民間事業者等に理解と協力を求め、建物等のバリアフリー化を促進します。	家庭福祉課



(2) 自由な移動の確保

現状と課題

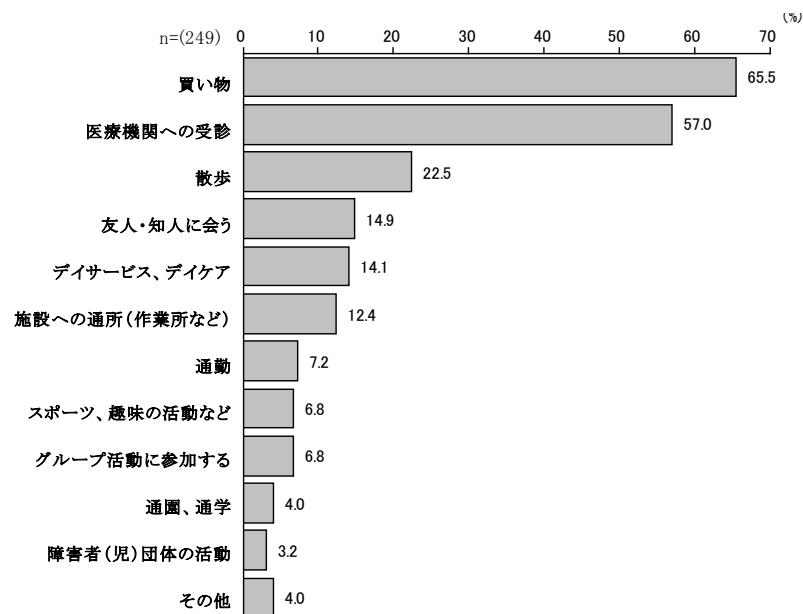
第2期計画期間は以下の施策に取り組んでまいりました。

施 策	内 容
タクシー利用券の助成	通院や買い物など、日常生活の移動支援として、タクシー利用券の助成を行いました。
自動車運転免許の取得費用助成	身体に障がいのある人の就労を支援するため、自動車運転免許取得費用の助成を行いました。
自動車改造費助成	身体に障がいのある人の運転用に、自動車の改造費用の助成を行いました。
各種交通機関の運賃および通行料割引の利用援助	JR・航空運賃・有料道路料金割引の利用援助を行いました。
移動支援事業の充実	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、地域支援事業による移動支援の充実に努めました。

障がいのある人に対して実施したアンケート調査では、「外出の目的」について、「買い物（65.5%）」や「医療機関への受診（57.0%）」といった地域で生活する上で必要不可欠なものが主な目的として挙げられています。

住み慣れた地域での暮らしを継続させるためにも、日常的な外出に対する支援は今後も必要であると考えられます。

■外出の目的<障がいのある人への調査>





方針と取り組み

障がいのある人が自立した生活を営むためには、通院や通学、買い物など、自身が望むときに自由に外出できることが必要となってきます。

障がいのある人はそれぞれの障がいの特性に応じた外出支援が必要となるため、様々な特性に応じた外出・移動手段の必要性を把握すると共に、支援が必要な手段については、その確保に努めます。

第3期計画期間は以下の施策に取り組みます。

施 策	内 容	関係部署
タクシー利用券の助成	日常生活に必要な外出支援として、タクシー利用券の助成に努めます。	家庭福祉課
自動車運転免許の取得費用助成	身体に障がいのある人の、自動車運転免許取得費用の助成を行います。	家庭福祉課
自動車改造費助成	身体に障がいがある人が自動車を改造する際の、改造費用の助成を行います。	家庭福祉課
各種交通機関の運賃及び通行料割引の利用援助	JR・航空運賃・有料道路料金等の公共交通の利用援助に努めます。	家庭福祉課
移動支援事業の充実	障がいのある人の外出を支援するために、地域生活支援事業における移動支援事業の充実に努めます。	家庭福祉課



(3) 災害時の備え

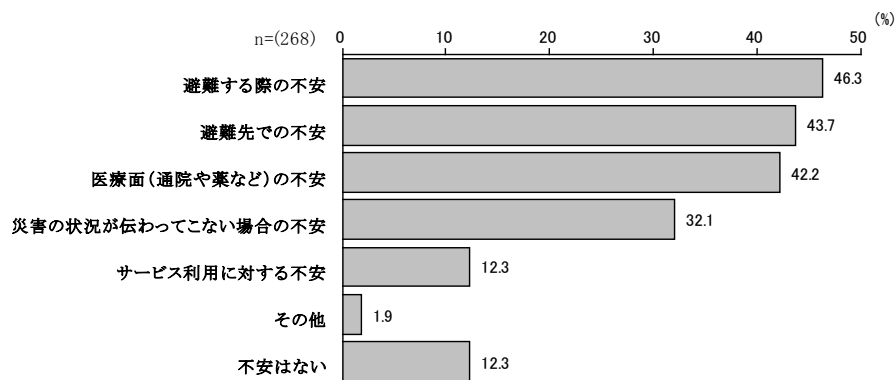
現状と課題

第2期計画期間は以下の施策に取り組んでまいりました。

施策	内容
緊急通報システムの充実	FAXによる消防緊急通報の運用、119番電話による住所確認システム、福祉安心電話の受信を行うなど、緊急通報システムの充実に努めました。
防災意識の高揚	総合防災訓練を実施し、防災について、日頃から心の準備を行うよう啓発しました。
災害時の支援体制の整備	災害等の緊急事態発生時における要援護者の支援体制づくりに努めました。

障がいのある人に対して実施したアンケート調査では、「災害時に不安に思うこと」について、「避難する際の不安（46.3%）」が最も多く、「避難先での不安（43.7%）」「医療面の不安（42.2%）」となっています。また、「災害時にひとりで避難できない人」は全体の41.8%と、障がいのある人の災害時の支援体制の構築は引き続き大きな課題となっています。

■災害時の不安<障がいのある人への調査>





方針と取り組み

障がいのある人の災害や犯罪に対する不安を取り除き、地域で安心・安全に暮らしていくために、地域全体での協力のもと、情報伝達や適切な避難誘導體制、要配慮者の安全確保のための取り組みを促進します。

第3期計画期間は以下の施策に取り組みます。

施 策	内 容	関係部署
緊急通報システムの拡充	支援を必要とする人が緊急通報システムを利用できるように、更なる利用の拡充を進めます。	家庭福祉課
防災意識の高揚	毎年の総合防災訓練を実施すると共に、要配慮者利用施設の参加などを促し、訓練の実効性を高めます。	総務課
災害時の支援体制の整備	災害等の緊急事態発生時における要配慮者の支援体制づくりに努めます。	家庭福祉課 保護福祉課 介護福祉課
災害時の情報伝達の充実	災害等の緊急事態発生時における情報伝達について、関係機関と協力してガイドラインを作成し、緊急時の連絡体制づくりに努めます。	家庭福祉課 総務課



4 保健・医療の充実

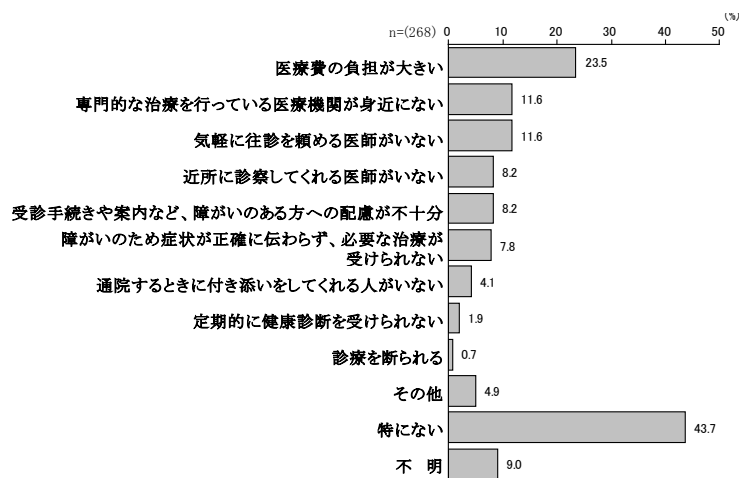
現状と課題

第2期計画期間は以下の施策に取り組んでまいりました。

施 策	内 容
医療・リハビリテーション相談の充実	医療・リハビリテーションに関する相談に対応することで、適切なサービスを受けることができるよう調整しました。
保健医療の知識の普及	精神障害者家族会での普及活動を実施しました。
障がいの早期発見・療育	1歳6か月児健診・3歳児健診の際に専門職を配置し早期発見に努めました。
自立支援医療の充実	自立支援医療制度の周知に努めました。
疾病に対する理解の促進	各種健診や教室、相談時等の機会に、障がいの原因となる疾病についての理解と周知を図りました。

障がいのある人に対して実施したアンケート調査では、「健康管理や医療面で困っていること」について、「特にない（43.7%）」が最も多いものの、「医療費の負担が大きい（23.5%）」「専門医が身近にいない（11.6%）」「気軽に頼める医師がいない（11.6%）」といった課題も出ています。高齢化が進むことで、医療面でのニーズの増大が見込まれるため、引き続き必要なサービスの提供体制の充実が必要になると考えられます。

■健康管理や医療で困っていること〈障がいのある人への調査〉





方針と取り組み

障がいのある人に対する適切な保健・医療・リハビリテーションの提供を行えるように、関係機関と連携しながら提供体制の充実に努めます。

また、障害福祉サービスの対象となる難病が拡大したことに伴い、より多様な疾病に対するケアが必要となってきます。本市においても難病に関する理解の促進を図ると共に、必要な地域ケアの体制構築に努めます。

第3期計画期間は以下の施策に取り組みます。

施策	内容	関係部署
医療・リハビリテーション相談の充実	障がいのある人の個別の状況に対して適切な機関への紹介を推進します。	健康推進課
保健医療の知識の普及	障がいのある人やその家族に対し、日常生活での必要な保健・医療に関する知識の普及を図るよう努めます。	家庭福祉課
障がいの早期発見・療育	精神発達精密健康診査の回数を増やし、早期に療育に繋がる体制作りを努めます。	家庭福祉課 健康推進課
自立支援医療の充実	自立支援医療制度の周知に努めます。	家庭福祉課
疾病に対する理解の促進	障害福祉サービスの対象となる疾病が増えたこともあり、各種ガイドラインに基づいた情報提供と理解促進を図ります。	家庭福祉課 健康推進課



5 自立に向けた成長と社会参加の支援

(1) 障害児保育・療育・教育の充実

現状と課題

第2期計画期間は以下の施策に取り組んでまいりました。

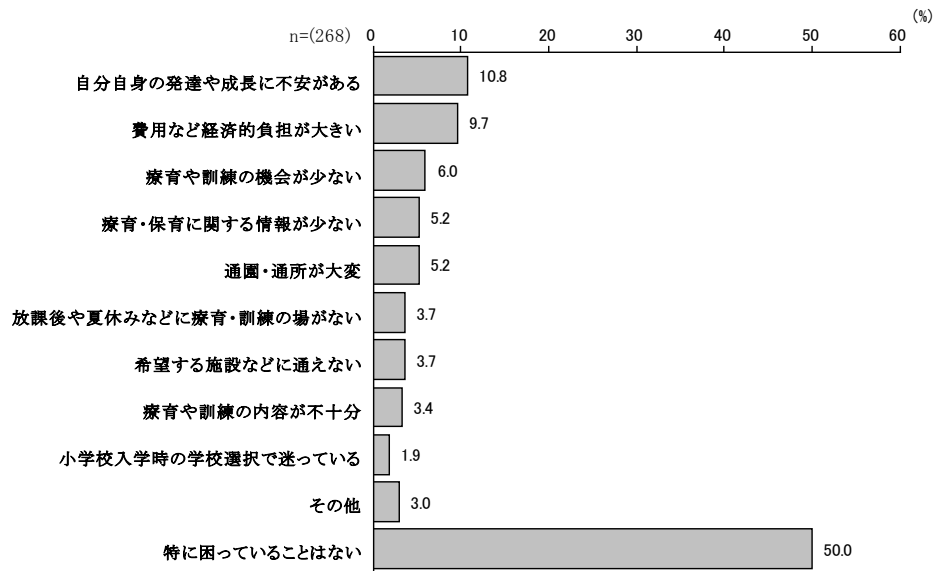
施 策	内 容
特別支援教育の充実	障がいのある子どもの就学について、各自の適性に配慮した教育の実施に努めました。
障がいのある子どもの進路指導支援	本人の障がいの程度・適性に応じながら、各種の施策による教育・生活の場の確保に努めました。
障害児教育担当教職員の研修の充実	障害児教育担当教職員に対して特別支援教育や心理検査に関する研修を年3回実施しました。
養護学校就学への支援	特別支援教育に沿った就学相談の実施や、体験入学等を行い、養護学校就学に際して必要な支援を実施しました。
心身に障がいがある子どもに対する就学支援	保護者の希望に応じて、適宜、就学相談を実施しました。
障害児保育の推進	障がいの有無に関わらず、身近な地域で保育サービスを受けられるよう、障害児保育の充実に努めました。

障がいのある人に対して実施したアンケート調査では、障がいのある子どもの「療育・保育で困っていること」「学校教育で困っていること」について、どちらも「特にない（療育・保育 50.0%、教育 51.5%）」が最も多くなっています。次いで療育保育では「発達や成長への不安（10.8%）」が多く、教育では「卒業後の進路への不安（9.3%）」となっています。

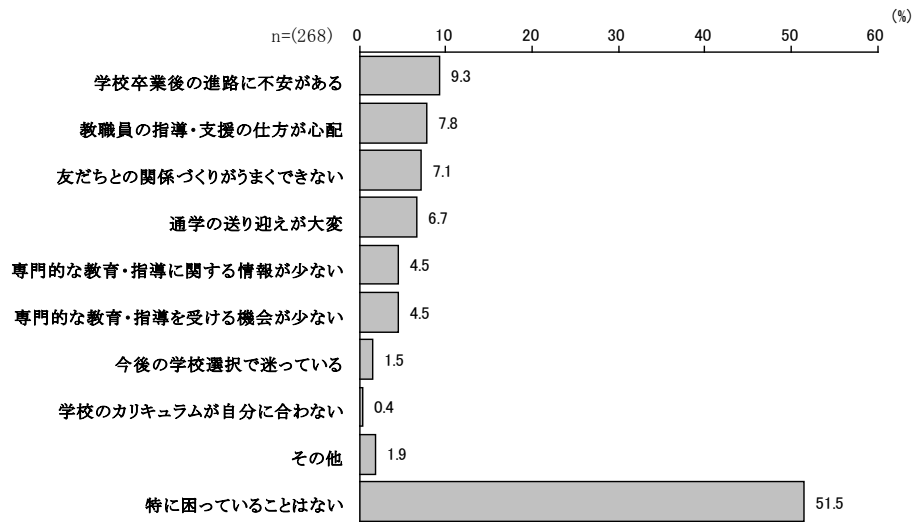
平成30年度には障害児福祉計画を策定する必要があることから、地域における障がいのある子どもへの支援体制を構築し、成長段階で切れ間のないきめ細やかな支援を行うために、関係機関による連携体制の構築が必要になると考えられます。



■療育・保育で困っていること<障がいのある人への調査>



■学校教育で困っていること<障がいのある人への調査>





方針と取り組み

障がいのある子どもの一人ひとりの特性に応じたきめ細かい支援を行うため、幼児期から学校卒業時までを一貫して、地域における関係機関と連携した計画的な療育体制の構築を図ることで、身体障害や知的障害に限らず、自閉症やLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）といった発達障害など、個々の障害特性と発達段階に応じた適切な保育・教育環境の充実に努めます。

第3期計画期間は以下の施策に取り組みます。

施策	内容	関係部署
特別支援教育の充実	特別支援学級のみならず、普通学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒に対しても、合理的配慮に基づく教育の実施に努めます。	指導課 教育総務課
障がいのある子どもの進路指導支援	本人や保護者の希望を尊重しながら、障がいの程度・適性に応じた、進学のための情報提供に努めます。	指導課
障害児教育担当教職員の研修の充実	研修内容の更なる充実に努めながら、教職員の質の向上に努めます。	指導課
養護学校就学への支援	障がいのある児童生徒の養護学校就学に向けた必要な配慮を講じます。	指導課
心身に障がいがある子どもに対する就学支援	保護者の希望に応じた柔軟な相談を実施できるように、相談員による支援を実施します。	指導課
障害児保育の推進	障がいの有無に関わらず、保育サービスを受けられるよう、障害児保育の充実に努めます。	家庭福祉課



(2) 多様な社会参加の機会づくり

現状と課題

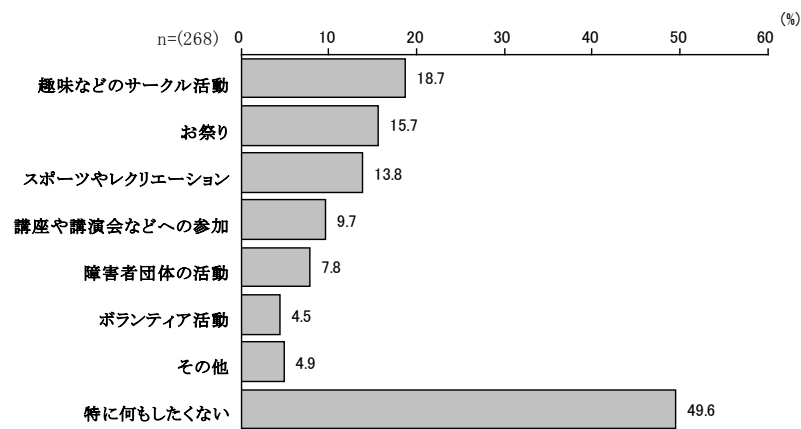
第2期計画期間は以下の施策に取り組んでまいりました。

施策	内容
障がいのある人のスポーツの支援	スポーツ大会の支援をするなど、障がいのある人が参加できるスポーツ活動の推進に努めました。
知的障害のある人のレクリエーションの支援	レクリエーションの支援をするなど、知的障害のある人が参加できる活動の推進に努めました。

障がいのある人に対して実施したアンケート調査では、「参加したい地域活動」について、「特にない(49.6%)」が最も多いものの、「趣味などのサークル活動(18.7%)」「お祭り(15.7%)」といった文化活動や、「スポーツやレクリエーション(13.8%)」へのニーズが高くなっています。

障がいのある人が生きがいのある暮らしを営むためには、障がいをハンデとせず、様々な機会に参加するための支援が必要になると考えられます。

■参加したい地域活動<障がいのある人への調査>





方針と取り組み

障がいのある人が生きがいのある生活を地域で営むためには、スポーツや芸術文化活動などへ参加を通して、自らの知識や技術を向上させる機会を得ることも重要になってきます。

本市では引き続き障がいのある人のスポーツ大会や、レクリエーション活動などの社会参加活動に対する支援の拡充を図ります。

第3期計画期間は以下の施策に取り組みます。

施 策	内 容	関係部署
障がいのある人のスポーツの支援	障がいのある人が参加できるスポーツ活動の推進に努めます。	家庭福祉課 文化スポーツ課
知的障害のある人のレクリエーションの支援	知的障害のある人が参加できる社会活動の推進に努めます。	家庭福祉課



6 雇用就労の促進

現状と課題

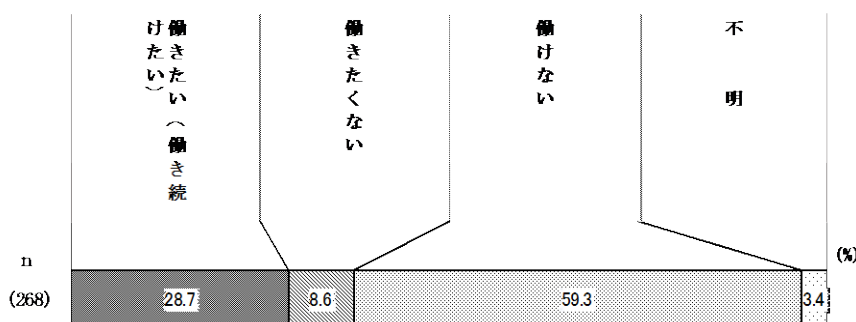
第2期計画期間は以下の施策に取り組んでまいりました。

施 策	内 容
就職活動の支援	ハローワーク等と連携を取り、就職活動の支援を行いました。
生活訓練、機能訓練の充実	雇用されることが困難な障がいのある人の就労場所の確保に努めました。
職親制度の充実	職親における生活指導および技能習得訓練等を実施し、障がいのある人の自立促進を図りました。
障がいのある人の雇用の促進	関係機関と連携し、市内の企業や事業所等で就労しやすい環境づくりに努めました。
産業福祉の推進	持続可能な地域福祉の振興を図るため、関係団体・機関等と連携強化を図りました。

障がいのある人に対して実施したアンケート調査では、「今後の労働」について、「働きたくない（働けない）」が67.9%に対し、「働きたい」は28.7%となっている。また「障がいのある人が働くために必要なこと」については、「事業主や職場の仲間の理解があること（51.1%）」「障がいに配慮のある職場の施設・整備（40.3%）」となっています。

障がいのある人の就労に向けては、引き続き事業主をはじめ、地域からの理解促進と就労環境の充実を図るための支援が必要となります。

■今後の就労希望＜障がいのある人への調査＞





方針と取り組み

障がいのある人の雇用・就労の機会を拡大していくためには、地域の民間企業だけでなく、広く地域社会の理解を得ることが必要になってきます。地域社会からの理解により、障がいのある人にとっても働きやすい環境づくりを促進させると共に、関係機関と連携して、障がいのある人のそれぞれの就労意欲と能力に応じた就業機会を拡大させることによって、本市における多様な働き方の充実を図ります。

第3期計画期間は以下の施策に取り組めます。

施 策	内 容	関係部署
就職活動の支援	ハローワーク等と連携を取り、就職活動の支援を行います。	家庭福祉課 商工労政課
生活訓練、機能訓練の充実	雇用されることが困難な障がいのある人の地域生活へ移行するための訓練機会の確保に努めます。	家庭福祉課
職親制度の充実	知的障害のある人に対する、事業経営者等の職親による生活指導および技能習得訓練等の、自立促進のための機会充実を図ります。	家庭福祉課
障がいのある人の雇用の促進	関係機関と連携し、市内の企業や事業所等で就労しやすい環境づくりの普及啓発に努めます。	家庭福祉課 商工労政課
産業福祉の推進	関係団体・機関等と連携強化を図ります。	家庭福祉課 商工労政課



第5章 計画の推進体制

第1節 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市の関係部局や関係機関・団体等の連携、協調のもと、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して地域生活ができるような支援体制の整備を進め、社会全体で障がいのある人を包み込み、自立と社会参加等を支援します。

また、市民のニーズや社会情勢の変化等に対応しながら、計画の見直しが必要となる場合、市民や関係団体、サービス事業所等との情報交換の機会を設けながら対応します。

第2節 推進の役割分担

計画の推進にあたっては、基本理念である「みんなに優しいまち、支えあうまち」を実現するため、市民・団体・企業・行政等が本計画の目標を共有し、それぞれの役割を持ちながら連携し取り組みを推進します。

1 市民の役割

社会を構成しているのは市民一人ひとりです。障がいのある人やその家族を孤立させることのないよう、市民が障がいのある人に対し無関心にならず、正しい理解と意識を持って、誰もがつながり、支え合う地域、社会の実現に向けて努力していく必要があります。障がいがあっても地域で安心して生活できる環境づくりに取り組むことが必要です。

2 障害者団体等の役割

地域や団体間の連携を進め、生活の支援や当事者活動の促進を図り、障がいのある人の自立と社会参加を推進することが必要です。

3 企業等の役割

障がいのある人の自立した生活に向け、雇用の拡大を図るとともに、地域や社会を構成する一員として、障がいのある人が住みやすい地域や社会づくりへの取り組みが必要です。



4 行政の役割

計画の基本理念に基づく基本目標など、計画の実現に向け、行政だけでなく、様々な関係機関・団体等と連携した支援のネットワークを強化し、障害福祉施策を総合的に推進します。

第3節 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、継続的に計画の進捗状況を点検・評価するとともに、その結果を公表しながら、課題等への具体的な対応を進め、施策の重点化を図りながら、見直しや次の計画への反映を行います。



五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会委員名簿 (50音順、敬称略)

	氏名	所属・役職名	備考
1	太田 正仁	社会福祉法人 内湯療護園 うちがた園長	
2	大橋 一之	NPO法人あーると 理事長	副会長
3	小田桐 喜代子	五所川原市身体障害者福祉会	
4	開米 武彦	西北五視力障害者福祉会 会長	
5	神島 俊治	西北五手をつなぐ育成会 会長	会長
6	工藤 朱美	五所川原市ろうあ協会 会長	
7	鶴谷 充雪	西北五精神障害者家族会連合会 事務局長	
8	寺田 政史	社会福祉法人 愛生会 青松園 園長	
9	中嶋 真理子	五所川原公共職業安定所統括職業指導官	
10	花田 洋三郎	社会福祉法人 叶福祉会 大東ヶ丘サントピアホーム 園長	
11	布施 泉	医療法人社団 清泉会 理事長	
12	三上 勝則	五所川原市民生委員児童委員連絡協議会 会長	
13	三上 行彦	五所川原市社会福祉協議会地域福祉課長	
14	山口 久美子	西北地域県民局地域健康福祉部保健総室 (五所川原保健所) 健康増進課 課長	



平成27年7月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（332疾病）

1	アイカルディ症候群	56	加齢黄斑変性 ※※	111	高チロシン血症2型
2	アイザックス症候群	57	肝型糖原病	112	高チロシン血症3型
3	I g A腎症	58	間質性膀胱炎（ハンナ型）	113	後天性赤芽球菌
4	I g G 4 関連疾患	59	環状20番染色体症候群	114	広範脊柱管狭窄症
5	亜急性硬化的全脳炎	60	関節リウマチ	115	抗リン脂質抗体症候群
6	アジソン病	61	完全大血管転位症	116	コケイン症候群
7	アッシャー症候群	62	眼皮膚白皮症	117	コステロ症候群
8	アトピー性脊髄炎	63	偽性副甲状腺機能低下症	118	骨形成不全症
9	アペール症候群	64	ギャロウェイ・モフト症候群	119	骨髄異形成症候群
10	アミロイドーシス ※	65	急性壊死性脳症	120	骨髄線維症
11	アラジール症候群	66	急性網膜壊死	121	子ナドトロピン分泌亢進症 ※
12	有馬症候群	67	球形痙攣性筋萎縮症	122	5p欠失症候群
13	アルポート症候群	68	急速進行性糸球体腎炎	123	コフィン・シリス症候群
14	アレキサンダー病	69	強直性脊椎炎	124	コフィン・ローリー症候群
15	アンジェルマン症候群	70	強皮症	125	混合性結合組織病
16	アントレー・ピクスラー症候群	71	巨細胞性動脈炎 ※	126	聴耳腎症候群
17	イソ吉草酸血症	72	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	127	再生不良性貧血
18	一次性ネフローゼ症候群 ※※	73	巨大動脈奇形（頸部頰面又は四肢病変）	128	サイトメガロウィルス角膜炎
19	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	74	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	129	再発性多発骨髄炎
20	1 p 36欠失症候群	75	巨大リンパ管奇形（頸部頰面病変）	130	左心低形成症候群
21	遺伝性ジストニア	76	筋萎縮性側索硬化症	131	サルコイドーシス
22	遺伝性周期性四肢麻痺	77	筋型糖原病	132	三尖弁閉鎖症
23	遺伝性肺炎	78	筋ジストロフィー	133	CFC症候群
24	遺伝性鉄芽球性貧血	79	クッシング病	134	シェーグレン症候群
25	VATER症候群	80	クリオピリン関連耳聾症候群	135	色素性乾皮症
26	ウィーバー症候群	81	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群	136	自己食空腔性ミオパチー
27	ウィリアムズ症候群	82	クルーゾン症候群	137	自己免疫性肝炎
28	ウィルソン病	83	グルコーストランスポーター 1 欠損症	138	自己免疫性出血病XIII
29	ウエスト症候群	84	グルタル酸血症1型	139	自己免疫性溶血性貧血
30	ウェルナー症候群	85	グルタル酸血症2型	140	シトステロール血症
31	ウォルフラム症候群	86	クロー・深遠症候群	141	紫斑病性腎炎
32	ウルリッヒ病	87	クローン病	142	脂肪萎縮症
33	HTLV-1 関連脊髄症	88	クロンカイト・カナタ症候群	143	若年性肺炎腫
34	A T R - X 症候群	89	癲癇重積型（二相性）急性脳症	144	シャルコー・マリー・トゥース病
35	A D H 分泌異常症 ※	90	結節性硬化症	145	重症筋無力症
36	エーラス・ダンロス症候群	91	結節性多発動脈炎 ※	146	修正大血管転位症
37	エプスタイン症候群	92	血栓性血小板減少性紫斑病	147	シュワルツ・ヤンベル症候群
38	エプスタイン病	93	限局性皮質異形成	148	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
39	エスマナル症候群	94	原発性局所多汗症	149	神経細胞移動異常症
40	遠位型ミオパチー	95	原発性硬化性胆管炎	150	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質病
41	円錐角膜	96	原発性高血圧症	151	神経線維腫症
42	黄色粘帯骨化症	97	原発性側索硬化症	152	神経フェリチン症
43	黄斑ジストロフィー	98	原発性胆汁性肝硬変	153	神経有棘赤血球症 ※
44	大田原症候群	99	原発性免疫不全症候群	154	進行性核上性麻痺
45	オクシピタル・ホーン症候群	100	顕微鏡的大腸炎	155	進行性骨化性線維異形成症 ※※
46	オスラー病	101	顕微鏡的多発血管炎 ※	156	進行性多巣性白質病
47	カーニー複合	102	高 I g D 症候群	157	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
48	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	103	好酸球性消化管疾患	158	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
49	消瘍性大腸炎	104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症 ※	159	スタージ・ウェーバー症候群
50	下垂体前葉機能低下症	105	好酸球性副鼻腔炎	160	スティーヴンス・ジョンソン症候群
51	家族性地中海熱	106	抗糸球体基底膜腎炎	161	スミス・マギニス症候群
52	家族性良性慢性天疱瘡	107	後縦帯骨化症	162	スモン
53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	108	甲状腺ホルモン不応症 ※	163	脆弱X症候群
54	歌舞伎症候群	109	拘束型心筋症	164	脆弱X症候群関連疾患
55	ガラクトース-1-リン酸フルクトシルトランスフェラーゼ欠損症	110	高チロシン血症1型	165	正常圧水頭症

新たに対象となる疾病
 ※ 対象に変更はないが、平成27年1月に疾病表記が変更されたもの
 ※※ 対象に変更はないが、平成27年7月に疾病表記が変更されたもの



166	成人スチル病		221	特発性基底核石灰化症		276	プリオン病	
167	成長ホルモン分泌亢進症	※	222	特発性血小板減少性紫斑病		277	プロピオン酸血症	
168	脊髄空洞症		223	特発性後天性全身性無汗症		278	PR1分泌亢進症(高プロラクチン血症)	※
169	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	※	224	特発性大脳骨髄壊死症	※	279	閉塞性細気管支炎	
170	脊髄腫瘍		225	特発性門脈圧亢進症		280	ベーチェット病	
171	脊髄性筋萎縮症		226	特発性両側性感音聴覚		281	ベスレムミオパチー	
172	全身型若年性特発性関節炎		227	突発性聾聵		282	ヘパリン起因性血小板減少症	
173	全身性エリテマトーペス		228	ドラベ症候群		283	ヘモクロマトーシス	
174	先天性横隔膜ヘルニア		229	中條・西村症候群		284	ペリー症候群	
175	先天性核上性球麻痺		230	那須・ハコラ病		285	ペレーシド角膜辺縁変性症	
176	先天性魚鱗癬	※※	231	軟骨無形成症		286	ペロキシソーム病(諸病白質ストロフィーを除く。)	※※
177	先天性筋無力症候群		232	難治頭回部分発作重積型急性脳炎		287	片側巨脳症	
178	先天性腎性尿崩症		233	22q11.2欠失症候群		288	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	
179	先天性赤血球形成異常性貧血		234	乳幼児肝巨大血管腫		289	発作性夜間ヘモグロビン尿症	
180	先天性大脳白質形成不全症		235	尿素サイクル異常症		290	ポリフィリン症	
181	先天性風疹症候群		236	ヌーナン症候群		291	マリネスコ・シェーグレン症候群	
182	先天性腎腎低形成症		237	脳髄黄色腫症		292	マルファン症候群	
183	先天性腎管皮膚酵素欠損症		238	脳表ヘモジデリン沈着症		293	慢性炎症性脳腫瘍性多発神経炎/多発性脳腫瘍ニューロパチー	※
184	先天性ミオパチー		239	膿瘍性乾癬		294	慢性血栓性肺動脈高血圧症	
185	先天性無痛無汗症		240	嚢胞性線維症		295	慢性再発性多発性骨髄炎	
186	先天性葉酸吸収不全		241	パーキンソン病		296	慢性肝炎	
187	前頭側頭葉変性症		242	パーシヤー病		297	慢性特発性偽性腸閉塞症	
188	早期ミオクロニー脳症		243	肺動脈型塞栓/肺毛細血管腫症		298	ミオクロニー欠伸てんかん	
189	総動脈幹遺残症		244	肺動脈性肺高血圧症		299	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	
190	総排泄腔遺残		245	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)		300	ミトコンドリア病	
191	総排泄腔外反症		246	肺動低換気症候群		301	無脾症候群	
192	ソトス症候群		247	バッド・キアリ症候群		302	無βリポタンパク血症	
193	ダイヤモンド・ブラックファン貧血		248	ハンチントン病		303	メーブルシロップ尿症	
194	第14番染色体父親性ダイソミー症候群		249	汎発性特発性骨増殖症		304	メチルマロン酸血症	
195	大脳皮質基底核変性症		250	P C D H 19関連症候群		305	メピウス症候群	
196	ダウン症候群		251	肥厚性皮膚骨膜炎		306	メンクス病	
197	高安静脈炎	※	252	非ジストロフィー性ミオトニー症候群		307	網膜色素変性症	
198	多系統萎縮症		253	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症		308	もやもや病	
199	タナトフォリック骨異形成症		254	肥大型心筋症		309	モワット・ウイルソン症候群	
200	多発血管炎性肉芽腫症	※	255	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	※※	310	薬剤性過敏症症候群	
201	多発性硬化症/視神経脊髄炎	※	256	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症		311	ヤング・シンプソン症候群	
202	多発性嚢胞腎		257	ピッカースタッフ脳幹脳炎		312	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	
203	多脾症候群		258	非典型型溶血性尿毒症症候群		313	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	
204	タンジール病		259	非特異性多発性小腸潰瘍症		314	4p欠失症候群	
205	単心室症		260	皮膚筋炎/多発性筋炎	※	315	ライノゾーム病	※
206	弾性線維性仮性黄色腫		261	びまん性汎細気管支炎		316	ラスマツセン脳炎	
207	短腸症候群		262	肺動低換気症候群		317	ランゲルハンス細胞組織球症	
208	胆道閉鎖症		263	表皮水疱症		318	ランドウ・クレフナー症候群	
209	遅発性内リンパ水腫		264	ヒルシュスプリング病(全結腸型又は小腸型)		319	リジン尿性蛋白不耐症	
210	チャージ症候群		265	ファイファー症候群		320	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	
211	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群		266	ファロー四徴症		321	両大血管右室起始症	
212	中毒性表皮壊死症		267	ファンコニ貧血		322	リンパ管腫症/ゴーム病	
213	腸管神経節細胞低数症		268	封人体筋炎		323	リンパ管筋腫症	※
214	TSH分泌亢進症	※	269	フェニルケトン尿症		324	頬天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	
215	TNF受容体関連周期性症候群		270	複合カルボキシラーゼ欠損症		325	ルペンシュタイン・テイビ症候群	
216	低ホスファターゼ症		271	副甲状腺機能低下症		326	レーベル遺伝性視神経症	
217	天疱瘡		272	膵膵白質ジストロフィー	※※	327	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	
218	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症		273	副腎皮質刺激ホルモン不応症		328	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴	
219	特発性拡張型心筋症		274	ブラウ症候群		329	レット症候群	
220	特発性間質性肺炎		275	ブラダー・ウィリ症候群		330	レノックス・ガスター症候群	
						331	ロスモンド・トムソン症候群	
						332	肋骨異常を伴う先天性側弯症	

新たに対象となる疾病
 ※ 対象に変更はないが、平成27年1月に疾病表記が変更されたもの
 ※※ 対象に変更はないが、平成27年7月に疾病表記が変更されたもの

五所川原市第3期障害者計画

平成29年 3月発行

編集・発行 五所川原市福祉部家庭福祉課

〒037-8686

青森県五所川原市字岩木町12 番地

TEL 0173-35-2111

FAX 0173-35-9901

Mail syougai Fukushi@city.goshogawara.lg.jp